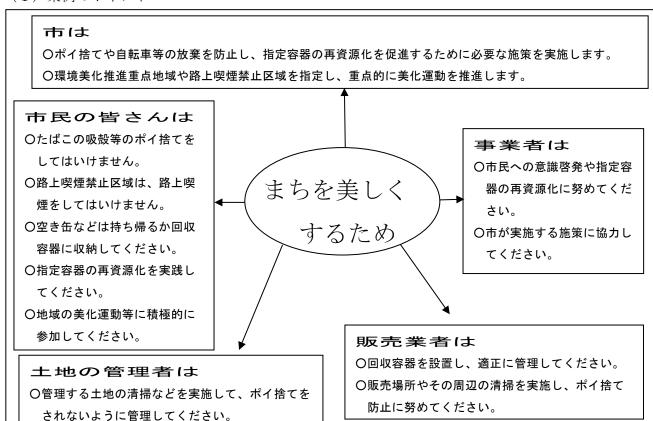
第8章 美しいまちづくり

第1節 ポイ捨て防止条例

市は、美化意識やマナーの向上による美しいまちづくりを進めるため、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨て、自転車等の放棄の防止と飲料容器の再資源化の促進を目的に「三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て、路上喫煙並びに自転車等の放棄の防止等に関する条例」(ポイ捨て防止条例)を施行しています。

(1) 条例のポイント



環境美化推進区域・・・公共の場所での空き缶やたばこの吸殻等のポイ捨て防止のために必要な施 策を重点的に実施するため、主要駅前を指定しています。

路上喫煙禁止区域・・・人通りの多い場所での喫煙は周囲の人に被害を及ぼしかねない危険な行為 であることから、利用者の多い駅周辺を指定しています。

路上喫煙禁止区域での喫煙行為は、中止を促す勧告や、勧告に従わない場合は1,000円の過料を伴う行政指導の対象になります。



〇市が実施する施策に協力してください。



(2) ポイ捨て防止条例の改正による路上喫煙禁止区域の設定(平成26年4月1日施行)

美化意識やマナーの向上による美しいまちづくりの推進のために、たばこの吸殻等のポイ捨て を無くすことに併せ、喫煙による被害や受動喫煙による健康被害などの防止を図るため、条例を 制定しています。

また、令和元年10月1日より三田駅周辺では、保育所の施設等の環境が変化したため、「路上喫煙禁止区域」を拡大しました。また、三田駅、新三田駅に加え、環境美化推進重点区域としている主要5駅を新たに路上喫煙禁止区域に追加しています。

[環境美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域]



相野駅

第2節 千丈寺湖の環境を守る条例

近年、釣りやバーベキューなどのアウトドアライフを楽しむ場として、千丈寺湖周辺が多くの人々に利用されています。しかし、これに伴いごみのポイ捨てや不法投棄などが増加し湖周辺の環境が悪化しました。このことから、平成14年9月1日から条例を施行し湖面や周辺などの利用を制限しています。

(1)条例の主な概要

ア 条例対象区域

千丈寺湖の湖面や湖に隣接する道路、公園、緑地等不特定多数の者が自由に利用又は出入りができる周辺の公有水面及び公有地

イ 禁止行為

- (ア) 釣り糸、針、空き缶等のごみを捨てたり、エンジン付きボートなどを使って、油類 を排出し、環境を悪化させる行為
- (イ) 決められた場所以外でのバーベキューなどの火気の使用行為
- (ウ) 決められた場所以外でのボート・カヌーなどの乗り入れ行為

ウ 利用可能場所

- (ア) 火気が使用可能な場所 (ただし、たき火、花火等は禁止) 下青野公園・加茂山第1公園・加茂山第2公園・加茂山第3公園・小野公園
- (イ) ボート・カヌーの乗り入れが可能な場所(ただし、エンジン付きは禁止) ダムサイド公園・加茂山第2公園・加茂山第3公園・加茂山第4公園・物揚場
- エ 監視員による監視啓発活動の実施



第3節 環境美化区域

環境美化区域は、公園や道路などの公共の場所におけるごみの散乱を防止し、清潔で美しいまちづくりを進めるため、兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づき知事が指定するものです。 三田市においては、次の6地域が指定されています。

| | 区 | 域 | 告示年月日 |
|---|-----------------------------------|-------------|-------------|
| 1 | 城山公園全域 | | S56. 12. 14 |
| 2 | JR三田駅前広場から停車場線終点までの区間 | | S63. 3.29 |
| 3 | 青野ダム護岸及び周遊道路区域 | S63. 3.29 | |
| 4 | 羽東川渓谷、県道三田後川上線の区間のうち市境だ | いらつどい橋までの区間 | S63. 3.29 |
| 5 | 青野川渓谷、県道曽地中三田線の区間のうち母子地蔵橋から下流西谷川合 | | S63. 3.29 |
| | 流点までの区間 | | |
| 6 | 黒川渓谷、県道三田篠山線の区間のうち一の渡り村 | 喬から永沢寺までの区間 | S63. 3.29 |



第4節 クリーンデー

<u>ごみのない清潔で美しいまちにするため、市民の自主的な環境美化活動として5月・7月・9月・12月・2月</u>にクリーンデーを設定し、地域の方とともに道路、公園等の清掃活動を実施しています。

令和3年度ごみ回収量

(単位: t)

| 実施日 | | 5/9 | 7/11 | 9/12 | 12/12 | 2/13 | 合 計 |
|-----|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 回切 | 又量 | 2.74 | 19. 99 | 2. 49 | 31. 63 | 3. 69 | 60. 54 |
| مل | 可燃 | 1.68 | 18.89 | 2. 20 | 30. 54 | 2.85 | 56. 16 |
| 内 | 不燃 | 0. 51 | 0. 29 | 0. 18 | 0. 52 | 0.63 | 2. 13 |
| 訳 | 粗大 | 0. 55 | 0.81 | 0. 11 | 0. 57 | 0. 21 | 2. 25 |

第5節 さんだクリーンサポーター

不法投棄を未然に防止し、環境美化意識の高 揚を図るため、平成23年度に「さんだクリーン サポーター登録制度」を創設しました。

この制度は平成7年度に設置した「環境美化推進員制度」を前身とし、従来の個人としての登録に加え、グループ、団体でも登録できるようにしたことで、より多くの方による、意見交換や交流を推進しようとするものです。



クリーンサポーターは、令和3年度末現在66名の個人と18の団体が登録されており、自宅周辺などの身近な場所を中心にボランティア活動としてごみの収集やポイ捨て防止のための啓発活動を行われています。

第6節 環境美化パトロール

不法投棄防止対策の一環として、平成9年度から環境美化パトロール隊を設置しています。 このパトロール隊は、日々市内を巡回監視しながら、不法投棄に関する情報収集、関係機関と の連絡調整、不法投棄防止看板の設置、投棄された廃棄物の撤去指導など、不法投棄一掃に向け た啓発活動を行っています。

環境美化パトロール活動実績

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------------|----------|---------|----------|
| 廃棄物等回収量 | 2, 520kg | 1,730kg | 2, 120kg |
| 不法投棄防止啓発看板設置枚数 | 34枚 | 7枚 | 10枚 |

第7節 動物飼養マナー

(1)動物飼養マナー向上対策

ア 啓発看板の配布

飼い主のマナー向上のため、希望する区・自治会にマナー啓発看板を配布しています。

令和3年度配付実績 57枚

イ イエローカード作戦・イエローチョーク作戦

啓発看板と同様、原則として区・自治会へ配布しています。放置された犬のふんのそばにイエローカード(3種:カード型、立体型、旗型)を貼るイエローカード作戦と、ふんのそばに目立つ印や発見日時を書くイエローチョーク作戦があります。

令和3年度は1区・自治会(カード利用5・チョーク利用0)で取り組みが行われました。







<イエローカード>

<イエローチョーク>

〈マナー啓発看板〉

ウ 飼い主のいない猫を減らす取り組み

飼い主のいない猫によるふん尿被害等のトラブルを避ける取り組みとして、地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術などで将来的に飼い主のいない猫を減らしていく地域猫活動の推進等の啓発を行っています。

令和 2 年度からは、**市内のボランティア団体等で構成される「三田市猫の会連絡協議会」**との連携により情報の交換・共有を深め、市民からの相談への適切な対応やTNR活動の推進を強化しています。

エ さんだ動物愛護フェア

動物愛護思想の高揚やペットの飼い方の基礎的な知識を啓発することで、飼い主のマナー向上を目指し、人と動物が共生していけるまちづくりを進めることを目的にさんだ動物愛護フェア実行委員会が開催しています。

- 市内長寿犬及び市内の小学生による動物の正しい飼い方ポスターの表彰式
 - 日 時 令和3年10月31日(日)午後1時30分~2時
 - 場 所 総合福祉保健センター1階多目的ホール
- 動物の正しい飼い方ポスター展(市内の小学生から応募のあった全作品 (123点) を展示)
 - 展 示 令和3年10月22日(金)~11月5日(金)午前9時~午後9時
 - 場 所 総合福祉保健センター1階多目的ホール前ギャラリー
- 愛犬しつけ方教室、ペットの生態や飼育についてのパネル展示等(ありまふじフェスティバル参加事業)

新型コロナウイルス流行による「ありまふじフェスティバル」の中止に伴い、令和3年度は実施せず。